



接続約款変更認可申請書

西設相制第10069号
平成26年9月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成26年10月1日から実施します。
------	----------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～89 (略)	(略)
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ

新

第1章 総則
(用語の定義)
第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1～89 (略)	(略)
89-2 移動体番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成26年10月1日から実施します。